特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用防止のために職員に守秘義務を課している。

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

令和6年1月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務					
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、対象者について支給事務を行う。事務の流れとしては、次のとおり。					
②事務の概要	①対象となる方から個人番号の記載された各種申請書を受理する。 ②住民基本台帳に関する情報や地方税の賦課に関する情報を個人番号を用いて照会する。 ③取得した特定個人情報については、低所得子育て世帯給付金台帳に記録し、申請書を5年間保管する。					
	④収集した特定個人情報を基に審査を行い、結果を通知する。 ⑤低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を交付(支給)する。					
③システムの名称	低所得子育て世帯給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、共通 基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
子育て世帯給付金ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) 番号法第9条第1項別表第1の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) 番号法第19条第8号 番号法別表第二の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	子ども家庭部子育て応援課					
②所属長の役職名	子育て応援課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	府中市市民協働部広聴相談課 住所:〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話番号:042-366-1711					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
連絡先	府中市子ども家庭部子育て応援課 住所:〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話番号:042-335-4100					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	6年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目記	評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	ぶ全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシス	テムを通し	こた入手を除く	。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[C)]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供る]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	〕内部監査	[] 外部盟	
9. 従業者に対する教育・啓	各発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月11日	評価書の新規作成			事後	新規作成
	I 関連情報>7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求の請求先	府中市政策総務部広報課	府中市市民協働推進部広聴相談課	事後	組織変更のため
令和5年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目>1.対 象者人数	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報の定期的な見 直しによる修正
令和5年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目>2. 取 扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報の定期的な見 直しによる修正
令和5年1月1日	I 関連情報>3. 個人番号 の利用>法令上の根拠	文言追加	番号法第9条第1項別表第1の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第74条	事後	
	I 関連情報>4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携>②法令上の根拠		番号法第19条第8号別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4	事後	
令和6年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目>1.対 象者人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	特定個人情報の定期的な見 直しによる修正
令和6年1月1日	II しきい値判断項目>2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	特定個人情報の定期的な見 直しによる修正